

介護保険施設の利用料が軽減されます

【問い合わせ先】 高齢介護課 介護保険係 ☎52-9280

介護保険施設や短期入所サービス（ショートステイ）を利用する方の居住費・食費について、次の該当要件をすべて満たしている方は、申請により「介護保険負担限度額認定証」が交付され、施設で提示すれば居住費・食費が軽減されます。

なお、有効期限が令和8年7月末の認定証をお持ちの方は、更新の手続きが必要です。

また、令和8年8月利用分より介護保険法施行令の改正にともない、利用者負担段階2と3-①の基準額が、従来の809,000円から826,500円に変更となります。

【該当要件】

- 本人および同一世帯の方全員が住民税非課税者であること
- 本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税者であること
- 本人および配偶者（別世帯も含む）の預貯金など（有価証券なども含む）の要件が、下の表に該当する方

利用者負担段階		預貯金等の要件
1	生活保護受給者など	—
2	合計所得金額＋年金収入（非課税年金含む）が809,000円（令和8年8月利用分からは826,500円）以下	単身：650万円／夫婦：1,650万円以下
3-①	合計所得金額＋年金収入（非課税年金含む）が809,000円（令和8年8月利用分からは826,500円）超～120万円以下	単身：550万円／夫婦：1,550万円以下
3-②	合計所得金額＋年金収入（非課税年金含む）が120万円超	単身：500万円／夫婦：1,500万円以下

【対象施設】

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院

※ ケアハウス、グループホームは含みません。

【手続に必要なもの】

- 介護保険被保険者証
- 印鑑
- 預貯金額がわかる通帳、有価証券などの金額が分かる書類
(通帳は、申請日の直前から2カ月前までの内容の確認が必要です。)
- 代理人が申請する場合は、代理人の本人確認ができるもの（運転免許証など）

※ 非課税年金を受給されている方は、その年金の種別を申告してください。

介護保険料のお知らせ

【問い合わせ先】
高齢介護課 介護保険係
☎0887-52-9280

介護保険料の納入通知書を7月初旬に発送します。介護保険料に関する詳しい内容については、通知書に同封されるお知らせ文書でご確認ください。

介護保険法施行令の改正にともない、令和8年度より、介護保険料所得段階の第1段階と第2段階および第4段階と第5段階を区分する基準額が、従来の809,000円から826,500円に変更となります。

【令和8年度】香美市の介護保険料（第1号被保険者）

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	・ 老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の場合 ・ 生活保護の受給者 ・ 本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が826,500円以下の方	0.285	19,700円
第2段階	・ 本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が826,500円を超え120万円以下の方	0.45	31,100円
第3段階	・ 本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	0.75	51,800円
第4段階	・ 本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が826,500円以下の方	0.85	58,700円
第5段階	・ 本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が826,500円を超える方	1.00	69,000円
第6段階	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.15	79,400円
第7段階	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	89,700円
第8段階	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.55	107,000円
第9段階	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	117,300円
第10段階	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	131,100円
第11段階	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	144,900円
第12段階	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	158,700円
第13段階	・ 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	165,600円

令和7年度税制改正にともなう令和8年度介護保険料の特例措置について

令和7年度の税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられましたが、国の政令改正に基づき、令和8年度介護保険料の算定に限り、控除額引き上げをなかったものとする特例措置となります。そのため、住民税は非課税でも、介護保険料の算定では課税とみなす場合があります。このみなし課税によって、一定の要件を満たす方は、特例的に負担を引き下げる減免が実施されます。

対象となる方には、一括して減免が適用されます。あらかじめ特例減免を適用し、負担を引き下げた後の介護保険料が通知されますので、**減免申請の手続は不要**です。